

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
第35回家きん疾病小委員会概要

- 1 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対応の変更について
 - ・薬事法で新たに承認されたエライザにより鳥インフルエンザの抗体を検出する方法は、迅速な診断を可能とするものであり、寒天ゲル内沈降反応法と組み合わせつつ、本病の防疫対応に活用していくこととされた。
 - ・弱毒タイプの本病の発生時の周辺農場の家きん卵出荷検査については、海外で開発され、使用されているリアルタイムPCR法及び迅速な抗体検査法であるエライザを導入することにより、出荷再開の迅速化を図ることとされた。
 - ・現在、(独)動物衛生研究所でユーラシア系統に属するウイルスの検出を主眼として開発中のリアルタイムPCRキットについては、より精度の高い防疫対応に資すると考えられることから、引き続き開発を進めることとされた。
 - ・リアルタイムPCRのような高感度検査法には、検査実施者により、結果が異なるおそれがあるので、現場における技術水準の平準化及び精度管理が必要であるとされた。

- 2 愛知県で発生した高病原性鳥インフルエンザに関する疫学調査報告書について
 - ・定期的なモニタリングは、本病の早期摘発に有効であることが確認された。今後も引き続き実施していくべきとされた。
 - ・畜種ごとにそれぞれ独自の飼養方法があると考えられるが、鶏以外の家きんについても、飼養衛生管理基準に準じた管理の徹底に努めるべきとされた。
 - ・報告書にまとめられた5つの提言の実施が図られるよう、家畜保健衛生所が中心となり、地域が一体となった対策の実施に努めることが必要とされた。